

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 1 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- 日程第 1 請願の審査報告について (請願第 1 号)
- 日程第 2 議案第 10 号 平成 21 年度 有田川町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 11 号 平成 21 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 12 号 平成 21 年度 有田川町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 13 号 平成 21 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 14 号 平成 21 年度 有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 15 号 平成 21 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 16 号 平成 21 年度 有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 17 号 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 18 号 平成 21 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 19 号 平成 21 年度 有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 20 号 平成 21 年度 有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 21 号 平成 21 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 14 議案第 22 号 平成 21 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 15 議案第 23 号 平成 21 年度 有田川町栗生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 16 議案第 24 号 平成 21 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 17 議案第 25 号 平成 21 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 18 議案第 26 号 平成 21 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 19 議案第 27 号 平成 21 年度 有田川町水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 28 号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 29 号 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 30 号 有田川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 31 号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 32 号 有田川町見上池及び菱池の代替池維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 37 号 有田川町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 38 号 有田川町大蔵コミュニティセンター条例の制定について

- 日程第27 議案第39号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第40号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第41号 有田川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第44号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第33 議案第45号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第34 議案第46号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第47号撤回の件
- 日程第36 議案第48号 有田川町道路線の認定について
- 日程第37 議案第49号 平成20年度 公下第8号吉備第4幹線管渠布設工事（第2工区）の請負変更契約について
- 日程第38 議案第50号 平成20年度 八幡中学校地震補強・大規模改造（建築）工事の請負契約について
- 日程第39 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第1号）
- 日程第40 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第41 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第42 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	17番	坂上東洋士

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

5番、東武史君から午前中欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、町長より議案撤回の申し出が1件提出されています。

また、本日の説明員は、町長ほか21名であります。

…………… 日程第1 請願の審査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第1号として、吉備中学校校舎及び体育館、武道館併設の改築に関する請願が、本定例会第1日目において総務文教常任委員会に付託されています。

この件について、総務文教常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森本明君。

○総務文教常任委員長（森本 明）

議長の許可をいただきましたので、委員長報告を行います。

請願第1号、吉備中学校校舎及び体育館（武道館併設）の改築に関する請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されています。

この件につきましては、去る3月6日、委員会を開き、請願の趣旨・内容等について慎重審査をいたしました。

その結果、全会一致で採択することと決定いたしました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第2 議案第10号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、議案第10号、平成21年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私の方から最初に質疑をさせていただきます。

一般会計予算、さまざまな内容を盛り込んでおられますが、あまり聞きますと時間もかかりますので、主な点だけお聞きしておきたいと思います。

歳出の76ページに国民投票費191万1,000円。これは2年度にまたがっての予算化だと思うんですけども、この説明を担当の方から——町長さんが御存じでしたら説明していただきたいと思います。

それから、前後して申し訳ないんですけども、95ページのところには第三保育所の増改築事業を見込んでおられます。今回、新たに移転改築ということでたいへん喜ばしいことなんですが、一番心配するのが、入所園児の定員数から見て、今後、入所園児が減少傾向の数字も出ていますし、そういう点では入所園児の確保を、せっかくの施設をつくるわけですから、今後どのように確保していくのかという点を、見通しも含めて、ちょっとお考えをお聞きしておきたいと思いますので、これは町長さんにぜひご答弁いただきたいと思います。

それから、もう1つ、一般質問や議案質疑でも出されておりますけども、再度、観光施設巡回バス運行委託料ですけども。やはり、とまるところが決まってあっても、週4日ぐらいですかね、運行されるのは。一日何便も走るとなれば、一般住民からしますと、やはりそれを利用するために、——無料になりますから、その観光施設や公共施設間同士の運行に、私はどんどん利用してくるということが、もう簡単に予測されるのではないかと思います。そうすると、やっぱりこの間の議員が指摘した問題でやっぱり心配されますので、その点どのようにお考えになるのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、小さいことですけども、この間いろんな施設が建設されつつあって、それに

伴って、より維持管理費等が当然必要になってきますよね。まあ、最初はそんなに維持管理費が必要でなかったとしても、年々、運営していく上では、維持管理費というのはたいがい上がってきます。下げようと思えば人件費の削減とか、よっぽど施設の開ける時間を減らすとかということを考えない限り難しいと思うんですが。そうなりますと、維持管理費がかさむことによって、本来一般住民の生活を支えていくための福祉や、医療や、教育の部分でしわ寄せが来ないかどうか心配するわけですが、その点でいかがでしょうか。

あわせて、施設の問題で言いますと、指摘しておきたいのは、鉄道交流館維持管理費の中で、あとで条例の中でも出てきますけども、入場料が500円か何かに設定されてあったと思うんですけども。例えば、全国規模、全国クラスで訪れる大阪の鉄道科学博物館なんかは、あそこの料金はここよりも、予定よりも安いんですよ。だから、本当にこういう設定でいいのかどうかも心配してきて、果たして入場が見込まれるかどうか、心配するわけですけども。その点、質疑させていただきます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員さんの質疑にお答えいたします。

77ページの投票人名簿システム改修費の件でございます。

これにつきましては、日本国憲法の改正手続きに関する法律が、平成22年の5月18日から施行されることに伴いまして、日本国憲法第96条に定める日本国憲法改正について、国民の承認にかかる投票に関する手続きを定めるための、あわせて憲法改正でございます。それに伴いましてのシステムの構築が必要でございます。平成21年度で191万1,000円、これ294万円の65%分が21年度につきます。そして、22年度につきましては、残りの35%分が2年間でやるということです。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、第三保育所ですけれども、これ、金屋で一番古いということで、前々から、子供たちを預かる施設にしては、たいへん危険という中で、実は、議員もご承知のとおり、元のところへ建て替えるという案が出されていきました。元のところへ建て、今の枠組みであれば、必ず10年後には、非常にこう減ってくると。もう、今の枠組みの中で建つんやったら、とても投資する価値がないと。ただ、あの近くには石垣小学校、中学校もありますし、何とかしてそれも含めて、もう少しあそこへ出たら、もっと区域外からも来ていただけるという判断の中であそこへ建設させていただきました。

実際、この間も徳田地区の方ともお話をさせていただいたところ、「あそこへ行かせてもらえるのか」という話がありまして、「それはもう町内の子供、自由に行ってくれたらいい」という話をさせていただいたところ、非常に喜んで、「ぜひ、あそこへ行かせていただきたい」という方も、たくさんとは言いませんけれども、かなりあるん違うかなということ。そのことが今度、石垣の小学校も中学校も、恐らくあそこへ行って仲間になれば、中学校も小学校も近くにありますので、必ずそこへ行ってくれるかなということ。せっかく建った施設でありますので、一方では、もう満杯になるということもありますし、そこらへんも考慮しながら、ぜひ、あの施設を今の枠組みだけじゃなしに、特に徳田地区のあの近い方にぜひ来ていただけるように、これからも努力をして、せっかく建った施設が、10年経ったらもう子供ないというようなことにならないように、一生懸命に頑張っていきたいと思います。

それから、観光バスについては、この間からも議員さんとも何人も議論させていただきました。ご承知のとおり、有鉄さんが今までずっと、苦しい経営の中でやってきてくれたことも承知をしております。有鉄さんと、運行の面も含めて、これから十二分にご理解をしていただけるように協議していきたいと思っています。とにかく、バスについては、県外あるいは町外からのお客さんを、みんなで頑張ってもらって、町だけでは多分そんなに呼べるのが少ないので、みんなで頑張ってもらって、今まで以上に有田川町へお客さんに来ていただけるように、これからも努力して、その中で、やっぱり有鉄さんとか、バスの営業もありますので、そこら辺りも十分に話を詰めていきたいなと思っています。

それから、施設についても、できるだけ施設はもう建たないでおこうというのが私の考えであります。けれども、いろんな事情もあって、例えば第三保育所のように、やっぱり建たなければならぬものは建つということで。無駄な施設については、できるだけ小さく抑えていこうという考えは今でも変わっていません。

そして、その入場料については、ちょっと500円が適当かどうか。なんか、ああいったマニアというんか、すごく全国にいっぱいあるようでもありますので、そこら辺りも推移を見ながら、500円が適当であるのかどうか、これから検討させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

予算の141ページで、鉄道公園のことで少しお聞かせをいただきたいと思います。

この中で、222万円ほどの人件費というのが載っておりますけれども、これはどういう人件費になるのかというのと、それから、この鉄道公園の行動運営企画表、これはまだ案なんですけれども、まだ、建屋とか、そういったものが、まだこれから先の話だと思うんですけども、先に人件費等で予算化されているのはどういうことか、ちょっとお尋ねをい

たします。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

鉄道公園の人件費の件でございますが、内容的には、2名の雇用、人件費となっております。鉄道公園の開館時間、9時30分から6時30分までということで、休日を主体に開館を行うということでございまして。業務の範囲につきましては、館全体の管理、それから館内の清掃、トイレ掃除、または公園の掃除、それから金銭を扱いますので、そういう料金の、そういうのもされます。そしてまた、一部休憩コーナーもございます。若干、飲食料金も入ります。でございますので、そういう管理も含めてのものとなっております。

それから、毎週土曜日、日曜日、祝日、それから夏休み等の特別期間、合わせて通算139日間。だいたい7月を今、供用開始の目途としておりますが、若干、建物が遅れているというのが現状でございます。それで22名に対して賃金の換算をしまして、222万4,000円を計上させていただいております。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

一応聞きたいのは、この鉄道公園について、徳田区並びにアクティ徳田協議会があるわけなんですけども、その中で、建屋については実際要らないという意見もあったように思います。それで、区へ委託ということもあって、年間30万でということで、区自体もお断りをしたという話も聞いております。それが、今回の予算説明会の中でも、町が運営するんやという話を聞かされましたけども。区が断ったというのは、やっぱり金銭面だったと思うんです。30万円という金額やから断ったんじゃないかなと思います。予算書の中でも、田口公園とかいろいろな所を見ますと、金額的には妥当な、類似のところから見たら妥当な30万だったと思うんですけども、今度、町の直営で220万、人件費だけでも載せておりますけども、それだけの話があれば、区自体も、またアクティ徳田も考え直すんじゃないかと思えますし、その点について、町が今後、いつまでも町の直営でやるのか、そういった団体に任せていくのか、そういうのをお聞かせいただきたい。

それと、ちょっと私も勉強不足なんで申し訳ないんですけど、ジオラマ施設と書いてあるけど、これも、ちょっとどういうものかもわかりませんので、その点についても、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

田中議員さんにお答えをしたいと思います。

この建物については、徳田の区からは断りとかそういうのなくして、アクティ徳田の方々

も、去年ですか、来てくれて、「ぜひやってほしい」と、「これを徳田の活性化の拠点にしたいんや」という話で来て来ています。

その管理については、当初、30万で公園全体を守りしてくれという話でしたんですけども、アクティが断ってきたという話、それはもう存じております。ただ、これも一回、できたらもう、徳田の人らがあそこを活性化で使うんで、徳田地域の方々がこの金額で受けてくれるのであれば、受けていただけたら一番うれしいと思います。それはいっぺん、アクティとか区を交えてもう一回話し合いを、管理についても一回話し合いを持ちたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

ジオラマにつきましては、簡単に言いますと、鉄道の模型でございます。それを、この、ずうっと模型をつくりまして、そういう有田鉄道にちなんだ鉄道保存という形の中で、まちづくり活性化の一環として起こってきた、ジオラマの鉄道模型を走らせる。それは、2種類、Nゲージ、HOゲージという形がございまして、Nゲージにおきましては、有田鉄道の沿線を中心にした風景、そういう沿線風景を取り込んだ鉄道模型となっております。それからHOゲージと言いますのは、有田川町全般的な、全域を抱え込んだ紀勢本線、有田鉄道、そういう全景を圧縮した模型にして、それを走らすというものでございます。それをもちまして、若干の入場料をいただきながら、休憩をしていただきながら、そういう集客をしていきたいということでございます。

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君。

○7番（田中良知）

町長の答弁では、区及びアクティ徳田ともう一度話し合いをしてくれるということで、それで了解したいと思います。

私ちょっと聞くところによると、アクティ徳田が、この施設をやらしてくれよと言うたら断られた、という話も一応聞いております。何かこう、行き違いがこうじておるように思いますので、その点、再度交渉の場を持ってやっていただきたいと思います。

それと、この収支の計画案ですけども、たいへんこう、卓上で絵に描いた餅のような計算になっておりますけども、これはまだまだ、私から見たら、赤字がまだまだ増えるように思います。今のところ町負担、59万8,500円になっているけど、この程度では収まらんとしますので、できるだけ収支がとんとんになるような中での運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

22番、中山進君。

○22番（中山 進）

53ページ、町長の交際費について、聞きたいと思います。

以前から年々少なくなっていく中で、今年の予算は、昨年より30万円減の60万円ということになっています。結論から言いますと、60万円というのは、いかにも少ないんじゃないかと、まあ、そう思われるわけです。理由はいろいろとあろうかと思いますが、町長が率先して経費の節減に努力していると。その辺は分からないことはない。いかんせん、他町と比較して、うちの規模の3分の1ぐらいの町が、うちの町長の交際費の3倍くらい。この違いは何ですかと。やっぱり、交際費の用途の問題だと思う。その辺の見直しもきっちりやっていたら、町長の交際費は増えないと思うんですね。町長の仕事がやっぱり、——もちろん営業というのは大切な仕事だと思います。で、合併前と比較して、やっぱり町長の仕事というのは、倍ぐらいに増えていると思います。恐らく、ここにおられる幹部の職員の方も以前と比べて倍ぐらいの仕事を持っていると思うんですね。しかし、その方々は、時間とマンパワーを調整すれば、ある程度解決できると思います。ところが、町長、副町長の仕事というのは、2人しかいないんですから倍の仕事をせなかん。そしたら、我々としたら、ここにおられる幹部の方も、議場におられる議員の方も、やっぱり町長が仕事をしやすいようにいろいろ考えていかなあかん。で、町長の仕事、こんなこと言うたら失礼ですけども、仕事によって、結局その町の財政を左右するわけですね。さらに拡大解釈すれば、町民の利益も左右するわけです。そう考えたら、やっぱり町長にしっかり仕事をしてもらわねばいかんし、そのためには、それだけのことをしてあげねばいかん。そう感じるわけです。

これは、もちろん町の情報公開、あるいはオンブズマン等々、それから会計監査、まあいろいろあろうと思います。その辺もきちっと話を詰めていけば納得してもらえと思う。他町はそれだけの予算を取っているということは、必要だから取っているわけです。その辺をもっとみんなで考えていってあげやないかんかと、私はこう思う。

いずれにしても、少なくとも他町と同じような土俵で相撲を取れるような方法に持って行ってあげてほしい。今だったら、横綱と十両とが相撲を取っているようなもの。片やしっかりしたまわしをまいているのに、うちの町長は紐をまいている。これでは、話になりません。結局、町民の利益をも左右する町長の仕事というのは、やっぱりみんなで、もう一度この辺で考え直してあげる方が筋ではないかなと、そのように思います。

〔「そのとおりや」と呼ぶ者あり〕

○22番（中山 進）

そこで、町長も、副町長も、答えにくいと思うんで、企画財政課か総務課の辺りでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

健全かつ透明性のある行財政運営という観点で、町長自ら、そういう率先垂範をしていただいているという認識をいたしております。しかし、議員仰せのご意見、これにつきましては、財政をおいてあるのが総務課でございます。総務課長とも十分……、議員のご意見を踏まえまして、今後検討したいと、このように考えております。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君

○総務課長（須佐見政人）

中山議員さんのご質疑にお答えいたします。

私どもも例年並みの、普通だったら20年度の当初予算で90万円あったわけなんですけども、それで要求していたわけなんですけども、今回まあ30万減となりました。

有田郡市内見てもらっても、200万から90万の範囲で、ある程度それに近づけていきたいと。来年度からはそういうような格好でいきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

今年につきましては、また、補正等々でお願いするやらわからんのやけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

日本に議会というのはたくさん、県下でも30市町村あるわけなんですけども、町長の交際費を上げてやれ、というようような質問は、恐らくこの場が初めてやと思っております。

実は、今年も当初予算で90万円組んでいただいていたいました。ただ、非常に厳しい財政の中で、できるだけ節約するところは、交際費等々についても節約しようということで、実は僕の方から、あと30万削ってくれということ。

そのお金、30万削ってもらうという話の中は、実は、子供たちが全国大会に行くことがあります。何人かあります。今年もミニバスケット、これ東京へ10名以上の方が行く。行く中で、もうそんな予算がないという話の中で、やっぱり将来を担う子供たちが、せめて全国大会へ行けば、やっぱりある程度の補助金、それはもう、全額というのはもちろんいけませんけれども、ある程度の補助金を出してあげたらどうかと。お金ないんやったら、僕の交際費の30万を削ってくれと。そのお金をそういうことで回してほしいということで、実は30万削らしていただきました。そのことで、今度、要綱みたいなものをこしらえてくれて、1人やったらいくらとか、団体の場合でいくらとか、ということ。多分30万あったら、年間、そんなにそんなに全国大会へ行くことないんで、多分30万あったら、そういう手当てができ得るだろうなということ、実は僕の方から、当初90万組んでくれてましたんですけれども、とにかくその方へ30万回してほしいと。予算がないのであれば、僕の交際費から回してほしいということで申し出まして、60万という

額になったわけであります。

おっしゃるとおり、いろんな交際費ですから、費用は要ることは確かであります。まあ、それで、言うてくれたんで、今度はまた、補正でも足らなんだら上げてやらということでもありますんで、できるだけ使わないようにして。今もう、簡単に使えないと思います。ただ、もうちょっと、こういうことについては交際費で出してあげたらいいのになという部分もたくさんありますので、そこら辺りも、これからちょっとまた検討させていただいて、もし60万で足らなくなったら、補正で上げさせていただきますんで、その節はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

22番、中山進君。

○22番（中山 進）

官官接待というのは、まあ、あまりいいことではないと思います。しかし、その中で、日本の慣習というのがあると思うんですよ。その件については、やっぱり、それなりに考えていただいて。

それと、先ほど申し上げたとおり、やっぱり用途については、他町が認めているところが、うちは認めていない、そういうことが多分にあると思うんです。その辺の規制緩和、みんなで考えていってあげてほしいと思います。

○議長（橋爪弘典）

21番、中✓正門君。

○21番（中✓正門）

関連ですけども、戦後、吉田総理大臣時代に、都会が金儲けもできるし経済的に豊かで、かえって中山間地域がものすごく、いろいろと生活に、また農業初め産業的なものがたいへん困っている時代に、地方交付税はそういう弱い土地へあげて、だいたい生活レベルを国の予算によって動かしてきて、今の日本ができた。そういうような感じがするんです。

それで、特に近ごろ、小泉内閣がものすごく中山間いじめを始めたということで、特に今の麻生総理大臣が、いろいろ激しく180度転換してきたことによって、町長の活躍というものが、ほんまにこう大事な、東京へ何回も行く、そういうような町長の活躍。まあ、副町長にこの台所を守りしてもらって、町長が活動していかんなん時代に逆行するんじゃないかなと思うので、その点、十分考慮していただいて、中山進君の意見に僕も賛同したいと思います。

その点、町長によろしく、今後ともご活躍を期待して、私の質疑を終わります。

答弁は要りません。

○議長（橋爪弘典）

9番、前♯利夫君。

○9番（前♯利夫）

たいへんまあ、行政に対する、今、議員からの交際費をめぐってのことでございますが。

私の話は、非常に辛口の立場から157ページ、この教育問題の、17番議員が取り上げられたんでございますが、一般質問の中で。通学対策費の問題です。

私も、総務文教常任委員会に所属しております。まあしかし、はなはだ、これ、何も執行部の問題でなしに、議会の問題でございますが。私、かねてこの議会の構成、また議会の運営というのは、委員会中心でやるべきだということを基本的に主張しております。残念ながら、うちの議会はまだその態勢はとれておりません。委員会というのは、ただサロンのような研究する機関にすぎない。そこには、何にも委員会としての全体のまとめは反映されない。

本通学問題につきましては、私は、今も申しあげました総務、教育、財政の所属議員として、長年、旧清水地域で、生徒の別の形で、安全イコール生命にかかわる通学。

これは、ご案内のとおり、奥地で住んでいただいて、奥地の体験をもっている者であれば、その道路状況一つにしてでも、かなり整備されておっても、いつ山から石が落ちてくるかもわからない。また、カーブの危険性、それに付随しての道路保全・整備の状況等、かなり改善はされているものの、全体の改良率から言うたら、町道、その他の道路の改良率というのは、いまだたいへん厳しい状況にあります。

その中を、長年にわたって、本当の親のような立場で、運転に従事されておりました。現在の数、確か9名だと思っております。17番議員も質問されました。それはですね、私、担当の総務文教常任委員会でも、「どなたが運行管理の責任を負おうとも、働いている方々の仕事だけは取らんといてくれ」この雇用の厳しい中で、それは強く要求してきました。そして、私もその段階でもっと詰めておいたらよかったと思っておりますが、17番議員の中で、結果、非常に前年度に増して今年度は、委託管理を変えたことによりまして、大きな経費の削減がなされておることは事実でございます。が、実質的にはですね、こともあろうに、17番議員もとことん一般質問の中で申されましたが、そのしわ寄せが現実には、それに従事されておった労務者の肩にかかってきておる。

ここで、改めて担当課長にお聞きいたしたいんでございますが。これは、個人情報法の問題もありますので、名前はともかくとして、従業員の今までの個々の年数等によります給料体系、どのようなかたちで、委託をしてでもですね、事あるごとについては、行政の責任を免れないのは当たり前でございます。本来であれば、行政がすべてを運営していく。そして住民の命と安全を守る。これは行政に課せられた最高の使命でございます。ただ、国民から、住民からいただく税金によってまかなわれる分、最小の経費をもって最大の効果を上げていく、これまた行政の責務であります。そういう立場から、いろいろ勘案しての結果はわかるんでございますが、そのしわ寄せがそこに働いている労務者の問題にかかわってくる。これはもう絶対に看過できないことでございます。

今申しあげました、具体的に改めて。まあ、この前の一般質問の中では、一番長年にわたって勤務された、29年この仕事に携われた方の給料は約4割ぐらい、今度の新しいシステムによって削減されておるといふ事実を知ったんでございますが。これは、全体で一

人一人が、今申しました個人保護法の範囲に触れない限り、新しいシステムによってどれだけ違うようになっているのか。

で、17番議員も指摘されました。私は、こういう現実の中で、この予算の承認は絶対できません。個人の良心においても、これ、できません。ただ、ご案内のとおり4月8日以降、新しい学期が始まります。当然、このスクール体系がその時点をもって発足するわけでございます。その時点に立って、17番議員も言われましとおおり、どういうふうな解決策を立てていただいておりますのか。一般質問の日から、かなり日時も経過しております。今、交際費問題等出ておりますが、これこそ住民の、この大事な時期、きょうの新聞も、きのうワークシェアリング問題で、2002年以降、初めて70年間のあとの開かれまして政府の関係者、首相、労働厚生大臣、それから経済団体の代表、労働者代表の代表によってですね、いわゆる、ワークはご案内のとおり仕事と訳するそうでございます。英語には極めてうといのですが、字引を見た結果、そういうことを知ったんでございます。シェアの問題は、いわゆる公平な分配ということを意味しております。これで、結局、この立場で、今度の対策の中で、雇用対策を最優先して5項目にわたって昨日協議して決定した。こういう背景も含めて、今の問題についての、まず資料を的確にさせていただくのと、期日が迫っております、教育委員会の対応をどうするのか。また、この予算の中では、予算を総括する長はどのような考え方を持っているのか。はっきりと聞かせていただきたいと思っております。

これをまずお願いして、1回目の質疑を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員さんの質疑にお答えをしたいと思います。

まず、入札制度ですけれども、今の世間一般から言えば、もう随契はあかないということで、合併と同時に、いろんな面で競争入札にかけてまいりました。ただ、この件については、長らくお世話になっているということで、実は3年間引き伸ばした経緯もあります。入札の場合、人件費をいくらにせよ、というような入札方法は、多分とれないと思います。その中で、やっぱり、今まで働いてくれていた人、再雇用というのは必要条件だろうということで、今、紀州観光の野崎社長とも話を詰めています。後ほど、野崎さんの方から提示した金額、また皆さん方にもお見せしたいと思いますけれども、前回よりも上がった方もあります。下がった方もあります。決して、今までの体系から見たら、そんなに無茶苦茶な賃金ではないと思います。若干、社会保険が1年目ないとか、2年目からやとかそういうことがありますけれども、前回もらっている給料より上がった方もあります。もちろん下がった方も。一からやるんで、下がった方もありますけれども、そんなに極端に4割も5割も減ったというような金額提示になっていません。ただ、野崎さん、あれいくらで受けたか知らんけど、ほとんど給料にはたいています。もう、本当に。それから受けた金

額、給料払ってこれでやっていけるのかなというぐらい給料に費やしてくれています。また一回、その野崎さんとの話の中の資料をまた提示したいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

35分、再開します。

~~~~~

休憩 10時20分

再開 10時35分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前々議員さんに再度、お答えをしたいと思います。

とにかく基本は、元の方々を雇ってほしいということも強く申し入れています。その線に沿っていけるというように思います。それで、今、運転手の方々といろんな金額の調整、計算の仕方、前のときとだいぶ計算の仕方が違うということでもありますので、それが今調整中で、とにかく、今の運転手の来てくれた方も、乗らせてもらうことは乗らせてもらうという返事をいただいているそうです。最終的に、金額で詰めているところであります。できるだけお互いに納得のいくように。企業は企業努力も一生懸命にさせていただいて、できるだけスムーズに移行できるように、私の方からもお願いをしていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

9番、前々利夫君。

○9番（前々利夫）

議場では、皆、番号で呼ばなければいけないのでございますが、休憩中に殿井議員さん、亀井議員さんからも、いろいろアドバイスを受けまして、本問題につきまして、今、町長の答弁もありました。鋭意、誠意を持って、当局の方でも、坂上議員の質問を受けて検討しているということを信じまして、私のこの問題に対する再質問はもう終わりたいと思います。

ただ、本当に、これからは真剣に、一人一人の雇用というものを行政側でもきちっと受け止めていただいて、それは、それなりに雇用主の条件があるでしょうが、少なくとも労働基準法やその他の諸法に抵触しない範囲において、できる限り労務者の権限を守っていただくということは雇用確保の上から、同時に責任を持っていただかなければならない事項だと思います。

私も質問いたしましたように、多分に個人的な、個人保護法に触れる問題も、こういう

関係の中では出てくること自体も、私も分かっています。そして、期日はご案内のとおり、4月8日から新しい学期が始まりまして、バスの運行体系も当然かわってくると思います。17番議員も一般質問の中でも指摘されたと思うのでございますが、その中で、期限が迫っておりますので、鋭意ひとつ、労務者の立場が継続して雇用されますと同時に、賃金体系においてでも、それにふさわしい体系で進んでいただくように、最終的な結論を詰めていただきたいということをお願い申し上げまして、私のこの問題に関する質疑を終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

17番、坂上東洋士君。

○17番（坂上東洋士）

あのね、町長、ちょっとね、ピントがずれとんのよ、あんたの答弁が。いわゆる解決するために町長が頑張ってくれているということは、もうこれ最大限、それでいいんですよ。僕が言うとなのは、入札にかける、皆さん方3人の人にしてもらう前にね、なんで教育委員会の中で、それらの方々が、今ある賃金がどんなもんよ、というようなことについて、思いやりや優しさの中で配慮してやってくれなんだんかと、こう言うとなやで。僕は商売人やから、金の少ないことの中では、野崎さんを責めるつもりは毛頭ございません。ただ、野崎さんという人に心外があるのはやね、僕を通じて給料を一回聞いてくれんかと。積算の基礎にするためには、今ある人の現状はどうか、と聞かれたんで、一番長い人、勤めが29年ある人に聞いたら、最高の金額さえ聞いたらおのずとわかってくるということで聞いてあげたんよ。そしたら、正直にその人が答えてくれたんよ。答えてくれたことを、僕もまた正直に言うたんよ。野崎君にたいへん残念に思うのは、僕は利用されたんと違うかと、反面不信感を持っています。それやったら、僕は20万なり、25万とぶっかけといちゃったらよかったなあと、今ほんまに思っていますけどね。

私は、教育委員会の皆さん方に、あなた方は人権教育とか、いろんなこと言いますけども、果たしてね、実践的にできとったのか。これも賃金体系をこういうところへ追いやるということは、この人の立場を損ねるとということに、不利益を被っていることに対してどうするんかということですよ。私は、何も野崎さんに交渉してね、この人に上げてくれということは、これ筋違いだと思うんですよ。町長が言われることは、僕からすれば、少しピントがずれとる。したがって、政治的には、あと補正でも組んで、あの人との間で違うもんぐらいのことは、腹もって次の補正でも上げて、その人達の生活を守ってやってくれということだけ。教育長は、この間「努力をする」ということであるんで、私は了解したんですよ。だから、その点についてね、政治というのは動いているんやから、どんなことでもできるんですよ。今ある立場の人の定位に格段の差がある人が一人出てきているんですよ。今、町長が言うのは、上がる人もある、下がる人もある。上がる人というのは、遠い所へ行く人が、今のあの人のお考え方は「少し上げますよ」と、こういうことになっているんですよ。だから、それはその人の基本的な考えで、その人は経営の中で、それやる

んは、これはもうそんなとこへ我々介入しようとは思わん。私が言うのは、現状ある賃金体系だけは守ってやってくれと。そのためには、どういう方策をしたらいいのかということだけです。補正なり。今のある金額の中は、どうせ予定したよりもものすごく下がっているんでしょからね。あと、そこで町長とご相談していただいてやで。こんなものを受けた者にね、金もういっこ、まわしちゃってくれ、そんなことは言うべき筋合いのもの違うんや、この問題は。教育委員会、もうちょっとちゃんと調べてやってくれて。町長は、先ほど、入札にかける前にそういう方法はできへんと言うたけれど、あくまでも賃金体系や今あるというのは調べたらわかるんですから、個人的に。だから、今ある現状をつかんで、賞与はいくらあるんか、定期昇給はどうなっとんのか、保険はどうな、雇用保険はどうなっているのか、そこまで詰めてやっといてくれたら、こんな問題は起こってなかったんと違うかという事です。だから一回ね、教育長、すまんのやけど、いわゆる本当に人権教育言いますけど、こういうことが守られる方向で善処ある対応をしてもらいたい。これだけ願っておるので、財政当局と十分詰めて。僕が言うのは、野崎さんに今さらね、こうしちゃってくれと言うのは、これはもう無理やと思うんよ。安く受けとんのやもん。どっかへしわ寄せいかないかん。これは無理やで。だからね、補正なり、今の通学費の、ここまであるのやったら、もう一回、先生のいうとくとの間でね、詰めて、現状だけ守ってあげることだけ、一回してくれることだけ希望しとるんです。

教育長、一回、その点だけ答弁してくれ。お願いします。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

坂上議員さんにお答えしたいと思います。

行政当局がこの入札についてどれだけ言うことができるか。また、法的なこともあると思います。一回、教育委員会で協議をしたいと思います。どういうことができるか、もう一回、協議をしたいと思います。

（「何て」と坂上議員、呼ぶ）

○教育長（楠木 茂）

協議をしたいと思います。法的なこともございますので。個人情報もございますので。

（「その、法的なものって、偉そうなこと言うことせんと、そんなこと言うんやったら、弁護士でも行って、どんなことでもするで、これ。そういう法的と違って、人情でちゃんとやっちゃってくれと頼みよんのやで」と坂上議員、呼ぶ）

○教育長（楠木 茂）

教育委員会の中で一回、協議したいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

1点だけお聞きしたいと思います。

藤並駅の管理委託の件で、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

昨日は、予算説明会へ町長さんも出席してくれて、全員協議会の中で、この委託と直営というかたちの中で、昨年3月15日に藤並駅に特急がとまるようになって、今年の4月から巡回バスが出るというなかたちの中で、地元区からもできるだけ、東からも乗り降りしだして、駐輪場とか、またゴミとか、またたくさん若い子らも来るので、役場もきちっと管理していただきたいよと。そういう中で、できるだけ町で電気とか水道とかそういうものについては直^{ちよく}にやっていただきたいと。そやけど、それも含めてでなければ管理者制度というかたちにいかないという中で、本日も管理委託という部分については取り下げをされましたが。やっぱり4月1日から、どうしても、地元も、また要望が強い中で、本来まあ直営でしたら少し高くなるかもわからんという案も昨日、提示もされております。それについて、4月から指定管理はまだしないけど、藤並駅については、ちゃんと事務の方も置きながら営業をしてくれるというかたちでとらえているんですが、どのようなかたちで藤並駅の1階東側のところ、また藤並駅全体について取り組んでいくのかお聞きしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

藤並駅については、去年の3月15日、駅舎も完成して、観光ブースとか、いろんなことができ上がった中で、いまだ開けられないということで、実は先日、指定管理者制度のことで提案したんですけれども、そのことについてはご承認いただけなんだということで、きのう議長宛てに指定管理者の取り下げの願いを出させてもらいました。

それで、今のところ4月1日からというたら、非常に日程的に無理かなという状況になってきております。当分の間、直営でできるだけ早く開けられる方向で検討していきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

いいですか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

ぜひ、藤並駅については、そうやって指定管理者制度と違って、きちっとしたかたちで取り組んでいただきたいと思っております。

もう1点、先の補正でしたんやけど、この新年度予算について、土地の借地料、これは金屋周辺というやつが消えてしもうて、いろいろのこと、方々とばらばらにこうなってますんで、これについて、平成18年合併して、18年、19年のときから、今度は20年

度のときに、だいたい1割ぐらいまけていただいたと。それで、できるだけこれも整理していくんやと、こういうかたちの中で進んでいるんやけども。この平成21年度にばらばらにしてしもたやつ、やっぱり議会へはひとつ、18年のときにもきちっと町の財産として管理というものを出してきて、その中で3年以内に戻すものは戻す、まけてもらうものはもっとまけてもらうと。去年度は、20年度のときには大きな声で言うてたんやけど、この21年度になったら、その声が全然伝わってこんど。これについて、どのような対応で方針をばらばらに、こんなことにしてしもうたんですか。

その点をお聞きします。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

亀井議員さんの質疑にお答えいたします。

今回、21年度につきましては、各課へ割り振ったわけなんですけども、それにつきましては、まとめて一括して、18年度はいくら、19年度はいくら、20年度はいくら、21年度はいくら、そういう一覧表はつくるつもりであります。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

ぜひ、そのようにしていただいて、やっぱり努力してくれていると思うんで。ただ、先ほども間違っただように、今までやったらそういう、20年度のときであったら、わかるかたちの中で、こんなに下げていただいたとか、戻したとか、こういうかたちもあったんで、ぜひ、そういうこと出していただいて、そのときにまた金額もこのように何してますと、よろしくお願ひしときます。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番、楠部です。

議案第10号について、1点だけ質疑しておきたいと思います。

本年は143億7,000万という、前年対比で93.1ということで、たいへん厳しい中でも予算を組んでおります。また、農業振興費の中も1億2,500万余しアップして予算を組んでくださっております。で、申し訳ないんですけども、その農業振興費の中で委託料が8万ということで、わずかですけども果樹試作園の委託料だと思いますけれども、これの今までの試作地の種類、あるいはどういったものができたか。今後、将来的に、まあ今、和歌山のみかんも全国一になっておりますけれども、そういった意味で、今後どういう方向で新しい品種を見つけて、新しい試作園に試作するというようなことでやって

いくのか、お聞かせをいただきたいと。それと、試作地のできた苗など、どのように一般に公表されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

楠部議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

115ページの果樹試作園管理委託料8万円ですが。これは、旧金屋町内にあります町有地のところで、温州みかん等の果樹を栽培しております。それを4Hクラブに管理をお願いしているということで。農業士さん等の指導をいただきながら4Hの方が園地管理をしている委託料でございます。でき上がった品物は、いろんなイベント等で配布していただいているというような現状でして、特に展示会とか、そういうものはしていません。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

ただいま、産業課長の答弁の中で、4Hクラブ等へ委託していると。負担金、補助金の中の3億7,000万のうちに4Hクラブの補助金が23万8,000円とか、農業士の補助金が32万3,000円とか組まれておりますけれども。これ、まあ別枠で。なかなか新しい新作というものは、金額的にどうこうと言えないかもわからんけども、かなり新品种にかけては、長い年月と、そういったものがかかると思うんですけども。その種類が温州みかんであるのか、イベントでできたものをあれていると言うてるけれども、これ金屋町のときから引き続いてやっているんやと思うんやけども。

なんら、まあね、今その、たいへん高齢化して、厳しい時代を迎えておりますし、また新しい、その由良早生とか、はるみみかんとか、新しいみかんも導入されておりますけども、なかなか、これといって適地の産物ができていないような状況でもございます。そういう意味で、予算的にもわずかで、そういったものが果たしてどうかと。旧金屋町からの果樹試作園をただ引きずっているだけみたいな感じもするので。やっぱり、それなら果樹試験場も、有田川町にはありますし、4Hなり農業士さんに補助も出しておりますので、それぐらいのことはできるのではないかなと思います。ですけども、やっぱり、町としてもう少し新しい試作をして、全般に住民にも「あ、こんな種類作ってるんやな」というような、そういった取り組みをやっていかんと、ただ旧町でやってたから、引き続いて委託しているんだというようなことだけでは、ちょっといかにも取り組みとしては。今、特に、何にせよ農業については、一次産業の厳しさという中から町の姿勢というのはちょっと、もっと意気込みをもってそういった試作園の方をやってほしいと思うんですけども。その点について、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

お答えします。

今、ご指摘いただいたことを踏まえましてですね、園地の関係者とも十分協議して取り組んでまいりたいと思います。検討してまいります。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

今、担当課長から答弁をいただきましたけれども。

やっぱり、ある程度やれば、イベントでも、町の試作地、そら、わずか8万円でも、それなりの温州みかんの改植に対する、そういう試みをやっているんで、やっぱりイベントにはこういった町が試作してつくったみかんができたんやと。恐らく住民の中に、わずか1割もやっていることを知らん人が多いと思うんよ。旧金屋町でも、よく、どこでしてるんかな、どんな種類つくっているのか、どんなみかんできているのかと、よく言うてきたんやけども。ただ、もうほんまに町がこう昔から、ただそれだけのあれをしているというようなことばかり進んできて、また有田川町になっても、それ引き継いでいるあれだと思ふんやけどね。そんなんやったら、試験場にもやっぱりそれなりの試作もやっているし、4Hなり、あるいは農業士会がそれぞれつぎ木して、新品種の好みのこともやっているし、そういったものに託すとか。これ、やるんやったらもう少し、やっぱり、ある程度町として取り組んで、ほいてイベントのところに「こんなみかんができたんや」と、いっこもそういうところ。旧吉備町では春峰なんかね、個人的に河嶋さんが品種改良でつくったやつができていたとか。もうそんなんにもっと研究してもらおうとかよ。やっぱり、やり方、今まで旧町のやつ引っ張ってきて、ただそのあれするだけじゃなしに、副町長の部屋にこの、はるみっていうのをよく持ってきておりますけれども。これはなかなかつくりにくいけど、しかしまあ、果実としては、デコポンやなんかよりおいしいぐらいのもんやと思ふんですけども。ただ、そういった研究を、やっぱり、もっと、今、日本一の和歌山みかんになっているし、その中でも有田というのは、もう、ほんまにみかんの産地でもあるんで。高齢化が特に進む中で、放棄地もたくさんありますけれども。やっぱり、それらを利用したものとか、もうちょっと研究していただいて進めて、こういったものを、せっかく予算組むんです。たとえ、わずかなお金でも、もっと要るなら要るとか、そういうものをもっと研究して今後に活かしてほしいなと思ふんですけれども、そこらへん、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

お答えさせていただきます。

楠部議員さん、おっしゃるとおりだと思います。ただ、この8万円というのは、非常に

少額でございます。それで試作園としての考え方が旧金屋町の時代から引きずってきているという分のご指摘もありました。おっしゃるとおり、私もみかんのことについてはあまり詳しくないのですが、4Hの方々といろいろ若い農業者の方とかお話しする中においては、そういう1つのフィールドにいろんな方々、若い者が集まって共同作業するということの意義もあろうかなど。おっしゃるように、みかんの栽培云々については、農業試験場もございますし、いろんな諸先輩方もございます。そんな中で、今後、この試作園のあり方についても、関係者とも協議してやってまいりたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

61ページの観光巡回バスの運行委託料について、ちょっとお聞きしたいと思います。

我が町の観光振興ということで、この巡回バスを走らせるということは、できるだけ郡外、また県外からも来ていただくということは、この取り組みは非常に私は、このバスそのものはいいかと思うんですけどね。年間1,550万、今年予算組んでいるんですけども、まあ、これはこれとして、この巡回バスを走らせる起点は、あくまで藤並駅から金屋口、金屋、また明恵、清水方向へ。明恵は7便、そして清水が4便ということで、計11便走らせるということで、これはこれで結構なんですけどね。

まあ、この藤並駅から走らせるということは、あくまでJRの客を主体として考えていると思うんです。例えば、私だったら、地元であれば、車があればもうこのバスへ乗らないと思うんですね。もう自分で、マイカーで行くと思うんですけどね。そうなってくるとね、この藤並駅から起点で全部出発するということになれば、これ当然、JRの利用した方もほとんどこれを目的としていると思うんですね。そうなってくると、JRに対して、例えば、あの電車の中の吊り看板とかいろいろあるでしょ。そこへ藤並駅から清水温泉行きとか、明恵峡温泉行きとかいうのは無料で走らせていると、走らせると、無料やと、というようなことをJR側に対して交渉しているのか。もし、していないのであれば、これぜひともJRにこれぐらいのことは当然、私させるべきだと思うんです。駅も立派に、あれ全部うちやっているでしょ。それはそれでいいと思うんですよ。いいと思うんですけどね、これぐらいのことはね、JRは当然、我が町に対してサービスはすべきだと思うんです。それ、1点、いっぺん町長の方から、やっているのかやってないのか、今後どうするのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1点。ちょっと、私もこれ、この話を聞いて、どうしても、寝てても、いろいろ考えたらね、この11便、藤並から金屋口、そしてそこから分かれますけども、清水行きもあるでしょ。有鉄の現在の路線ね、11便も走ってないんですわね。それでまあ、昨日の、このあいだの話を聞くと、観光客であれば無料ということですね。もちろん、それは無料でいいでしょう。ところが、これまあ、どこまで観光客か、例えば藤並駅から乗って金屋口で降りたと。「わし、清水温泉行きたいんやけど、明恵へ行きたいんやけど、

ちょっとあそこで降りるんや」と。「また次の便で乗るんや」というような方も中にはあるでしょうね。当然、これ色分け、なかなかできないと思うんですよ。温泉の切符でも藤並駅のところで買って見せれば別ですけどね。そんなことは現実、不可能だと思うんですよ。そうなってくるとね、現存の有鉄のバス、これ、今でも客が少ない上に大きく11便も走らせればね、恐らくこれ、減ると思うんですよ。減ったときにね、この今の路線が将来どうなるのかなということをもものすごく心配するんですよ。この長年の有田鉄道という、有田のために、特にこの我が町の、昔では一番の大企業だったと思うんですよ。これがだんだん、だんだん、こういう場で寂れると言ったらおかしいですけども、まあ、鉄道ももう路線を取ってしまったというような状況の中で、今後その巡回バスと有鉄との関係。そら、企業努力すればええんやと。お前とこ、有鉄ちゃんとやればええんやとえば、それまでですけどね。そうは簡単にいかないと思うんですよ。そこらの点も今度どのようにやっていくのか、これ一番心配だと思います。これ、もし路線なんか、これ「もう、やめた」と。「もう、町がそんな無料でバスを走らせるんだったら、うちはもう赤字やさけもうやめとくわ」と言うて撤退されたら。これ、ひとつのきっかけにならないかなと、私は思うんですけども。その点1つ。

この2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、第1点目の件ですけども。もちろん、このことによって、特急に乗ってきてくれる客、何人かあると思いますし、やっぱりJRも民間ですので、このバスを利用してキャンペーンもはっていただきたいと思います。議会が終わったら、さっそく和歌山支社の方へ行って、そういう話をしていきたいと思います。多分、協力はしてくれると思います。

それと、もう1点。有鉄さんの話やけど。まあ、特急だけと違って、例えば、ここらへの老人クラブの方なんか、二川温泉へ、あるいはあさぎりとか明恵峡温泉へ行きたくても、やっぱり自分の車で行ったらお酒も飲めないし、そういう方々もたくさん乗ってくれると思います。それは、僕は何も有鉄の客を取るんじゃなしに、そこら辺りも、これは有鉄さんとも十二分に話は詰めさせていただきます。委託の話もあるし、諸々のことを含めて、有鉄さんとも話を今後詰めていきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

JRに対しての要望なんですけどね、これ、強力にやってください。これだけ駅も立派にし、巡回バスも走らせるということであるんでね。もちろん和歌山駅、新大阪駅、ここら辺りへ明恵峡温泉の、しみず温泉の大きなポスターつくらせて、あの特急電車、我々乗るとき目の前にこう看板ありますわね。あれぐらいのことはひとつサービスしてもらわな

んだらね、こちらとしても、ない金でやっているの、その点強力にしてやってください。

〔「ええぞ」と叫ぶ者あり〕

○11番（佐々木裕哲）

それと、有鉄の関係なんですけどね、これは本当に慎重にひとつ、慎重にと言うか、話を、相手も納得するように。そして納得しても、「もう、やめた」と言われたら、うちは困るんであるので、その点もひとつお願いしときます。

もう、町長の答弁結構ですので。

強力にやってくださいよ。お願いしときます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

12番、森本です。

1点だけ、135ページのことについて質疑をいたします。

135ページの工事請負費のことについて、企画財政課長のご意見を賜りたい。この1億5,571万6,000円、この道路橋梁維持修繕事業。これについては、僕、難しいことを言うのではないんですよ。「区長要望を満たすため」とあるけど、こういう丸まった数字になるのはなぜかなど。今、区長要望全部やっても、どれやるとわからんのに、なぜこういう数字になったか。そのことを財政で、つじつま合わせに、最後の数字合わせに持ってきたのかなど。僕は簡単に意見を聞くんやけど、この辺はどうですか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

数字合わせとか何とかと違ってですね、これ、20年度の第2次補正で地域活性化推進特別交付金、4億1,800万くれた中で、実は、道路の修理にも使いたいという思いがありまして、長らく各区の要望も聞いていないし、できたら107カ字、わずかですけれども、一番身近な整備をやりたいということで、実は置いてます。なんで、これ置いたかと言うたら、当初、この金をもらうときに、道路の工事をしたいんだったら、有田川町の町道の、どこのどの場所ということまで明示しなければやらんという話がありまして。それでもう期間がなかったの、で、「そんなこと言うたかて、そんなんでできるかよ」と。それで、「基金でとにかく積ませてくれよ」ということで、これ実は置いてあります。ほいで、これから区長さんと相談しながら、とにかく21年度中に使わなあかんのやけど、一応こうやって取っとかんと、予算が取れなかったという関係あって。ほいでまあ、僕も長らく区の要望というのは、ほんまに聞いていない中で、ぜひ区長さんとも相談をしながら、できるだけもうまんべんなく、まず身近なことを小さい工事でも構わん、やっていきたいという思いで、ほいでまあとにかく、基金に積ませてもらって、これを置いて、それで

もう、とにかくこれも使わんなので、たいへんな作業になると思いますけれども、そういった意味で、数字合わせと違って、とにかくこのくらいを各区へ分配して道路予算に充てたいということで置かせていただきました。

○議長（橋爪弘典）

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

今の答弁でよくわかりました。

それと、区長要望でも危険箇所から最優先して取り組んでいただきたいと要望しておきます。お願いしときます。

○議長（橋爪弘典）

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第10号、平成21年度一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まず、今回の予算には、いわゆる改憲手続法に基づき、来年5月施行に向けて、改憲のための国民投票を行うことに主眼が置かれた、町が投票人名簿の作成など、新たなシステム開発を行う費用が計上されています。これは、いわゆる中心は、憲法9条を変えることにねらいがあります。しかも、最低投票率の定めがないなど、重大な問題を含んだ内容でありますから、私どもは執行をしないよう、まず求めるものであります。

第2に、補正予算のときにも指摘したわけですが、債務負担行為のときに指摘しましたように、長期継続契約の実施によりまして、例えば、先ほどから論議になっていました、バス運行委託契約など、入札により今回低額に落札され、その結果、人件費等が下がるようなことが出てまいりました。これらの契約のあり方にも私は問題があると考えています。ですから、長期継続契約のあり方も見直すべきではないかと思うわけであります。

第3に、財政が豊かで必要な施設ならともかく、今、施設づくりがどんどん進行し、今後の経常経費が膨らんで、さらなる問題が出てこないか。特に、福祉医療関係へのしわ寄せが出てこないかどうか、十分検討しながら、私は解決する必要があると思います。

4つ目に、長らく求めてまいりました定住促進対策費が、今回の予算が廃止されたことにより、新たな若者定住対策ができる対策について考えるということでありましたが、今回の予算には特に盛り込まれてないのではないかと思います。

第5に、青少年健全育成事業費の中に、今回もオーストラリア研修が予算化されています。これは、一般財源を使っているわけですから、今、本当に必要な事業からやるべきではないかと考えます。

以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これで、討論を終わります。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第3 議案第11号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、議案第11号、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第4 議案第12号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第12号、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

…………… 日程第5 議案第13号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第13号、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第14号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、議案第14号、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とし

ます。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論、ありませんか。

1 番、尾上武男君。

○1 番（尾上武男）

議案第 1 4 号、介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

毎日新聞の 3 月 3 日号に、在宅介護を受ける 6 5 歳以上の高齢者が家族に殺害される、介護殺人が起きました。0 8 年度に起きた事件の少なくとも約半数が介護保険制度を利用しながら防げなかったことが問題点と指摘されております。京都の地方裁判所の裁判官は、介護殺人を裁く法廷で、「裁かれるべきは介護や福祉の制度」と指摘しています。また、この制度の発案者も「やめてみるという方法もある」と指摘しているほどであります。

このように、さまざまな問題点がある中で、今回の制度の見直しで、認定方法が大幅に変わり、例えば、全介助が自立にかかわるように生活実態を見ない給付抑制が働く必要な方に介護が行き届いておりません。

第 2 に、介護保険料の引き上げです。

のちに出てきますが、議案第 4 0 号との関係で、基準額で 1 ヶ月 9 0 0 円、年間 1 万 8 0 0 円の負担増となっています。このことについて、厚生労働省は、介護給付費準備基金をできるだけ取り崩し、保険料の上昇を最小限のものとする事となっていますが、最小限の抑えとはなっていません。

第 3 に、もともと介護費用の 5 0 % が国庫負担でありましたが、2 5 % に引き下げられ、さらに今年は三位一体の改革により 2 2 . 8 % まで下がっていることが問題であります。全国町村会も指摘しているように、直ちに 5 % の引き上げし、5 0 % に戻すべきであります。

第 4 に、政府自身も人材確保のために介護報酬の引き上げのために基金として積み立てた一般財源の繰り入れを決めたからには、一般財源の投入で保険料を下げるべきではありませんか。

以上の理由で反対といたします。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第15号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第15号、平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第16号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第16号、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第16号について、質疑をさせていただきます。

今回、測量設計監理委託料の中に、水道事業と簡易水道事業の統合計画作成料として500万円予算化されていると思います。このことにかかわって、第1点目として、統合計画の中に入っていないならば、今後の簡易水道整備や飲料水供給施設の整備ができる保障が

あるのかどうか。また、今、各地域から来ている要望箇所で、例えば、生石や沼地区で、こういう計画がどのようになっていくのか、伺いたいと思います。

2つ目に、地方債による一般会計への交付税算入や一般会計からの繰り入れ、地方債の返済、辺地債や過疎債等が今後使えるのかどうか、この点、確認しておきたいと思います。

3つ目に、簡易水道施設の中で、見てますと、53年、54年もたつ施設が5つあります。飲料水供給施設については、35年から53年たつ施設が4つあります。このことだけとってみましても、今後、老朽化してきて更新の時期が間近に迫ってくるのではないかと思います。果たして、この統合によって、こういう施設への対応が十分できるのかどうか。

この3つについて、伺っておきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

水道課長、山本満寿典君。

○水道課長（山本満寿典）

増谷議員さんのご質疑にお答えをいたします。

まず、統合整備計画でございますけれども、これにつきましては、平成21年度までに国の方へ整備計画を出せというのが国からの方針でございます。統合につきましては、当然、どういうんですか、まあ、我が有田川町では上水道事業と簡易水道事業とございますけれども、1市1事業という基本的な考え方が国の方にございまして、それを上水道事業、いわゆる企業会計の形でやりなさいという方針がきております。今後、これにつきましては、当然、統合して、どういうんですか、いい部分と、不利というんですか、部分もございまして、十分に今後検討して、その点については、来年度末までに結論を出したいと思っております。

次に、^{おいし}生石地区とか、あと未整備な地区、これまあ、簡易水道事業で対応、まあ^{おいし}生石地区については、ちょっと簡易水道事業では対応できないんですけど、この統合整備計画とのかかわりについては、上水道と簡易水道事業の事柄ですので、それについて、生石地区の整備ができないというような問題はございません。今後、生石地区についても十分、整備の方を検討していきたいと、このように考えております。

次に、地方債とか、そういう辺地債ですか、そのいわゆる起債ですけれども。これにつきましても、統合整備計画の提出、未提出にかかわらず、これについては変更はないということ聞いております。今の時点ですけれども。関連しないということ聞いております。

以上でございます。

（「課長、もう1つね、老朽化してきている施設の更新に当たっては、十分対応できるか。統合計画の中でもやっていけるのかどうか。その点だけ……」と増谷議員、呼ぶ）

○水道課長（山本満寿典）

それについては、統合するとなれば整備計画を出すということなんで、そういう方向が出ましたら、その中に当然、金屋地区の簡易水道事業、清水地区の簡易水道事業の老朽化

している事業については盛り込めますので、進めていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度お聞きします。

今いただいた答弁では、できるという話を中心であったと思うんですけども。いずれにしても、やるにしても、やっぱり更新にしろ新規にしろ、経費がかなり要ってくるわけですね。そうなったら、経費の財源がどうなるかといいますと、独立会計になりますと、受益者負担原則ですから、全部利用料に跳ね返ってくるようになりますから、そこが一番心配されるわけですね。ですから、その点、まずきちっと、統合されたとしても受益者負担に跳ねかえらない対策を求めておきたいんです。必ず水道代金に跳ね返ってくるとお思いますので、1つは簡易水道事業に対する補助制度の存続、統合されたとしてもそういう制度を引き続きもらえるように努力してほしいのと、国へも積極的に働きかけていただきたいことを求めておきたいんですが、受益者負担になるのかどうか、その点確認しながら、今の提案についてどうかというのを町長に伺っておきたいとお思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

詳しいことは、水道課の方で答えさせます。

とにかく、水というのは、やっぱり一番、人間が生きていく上で必要なもので、当然老朽化についてもやらなくてはならないところは必ずやっていかなければならないとお思います。そのためにも、やっぱり財政負担というのは多分増えてくるとお思います。お思いますけれども、水がもうないということについては、必ずやっていかなければならないということで。まあ、今回やる立石・黒松についても、今まであった水源がもう水枯れするというところで、特に立石地区については、もう夏場、自分らでタンクで汲みにいったりするという状況まで追い込まれてきて。やっぱり水というのは生きていく上でなくてはならないものでありますので。お金がないからやらないとか、そういう問題と違うとお思います。今後、財政状況も見ながらですけども、やっぱり老朽化すれば更新をしていかなければならないと考えています。

○議長（橋爪弘典）

水道課長、山本満寿典君。

○水道課長（山本満寿典）

今、町長から答弁ありましたけれども、統合整備計画、これ来年度中に提出せないかんのですけれども。統合整備計画で、うちで言いますと、上水道と簡易水道と統合整備するという、そういう計画を出さんと、簡易水道事業におきまして補助対象事業というんは、

整備計画を出さん場合、統合しないということになりますと、そういう簡易水道事業の、全部じゃないんですけども、かなりの部分の補助対象事業からはずれません。国が補助金、事業として認めないということもありますので。そこら辺、補助金がかかなり大きい部分ありますので、それをもらえんと、受益者の負担が大きくなるということでもありますので、その辺も踏まえて、慎重に今後、統合整備計画を提出するかどうかを検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

質疑を終わります。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第17号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第17号、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 10 議案第 18 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 10、議案第 18 号、平成 21 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 11 議案第 19 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 11、議案第 19 号、平成 21 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案第 2 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、議案第 2 0 号、平成 2 1 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 2 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、議案第 2 1 号、平成 2 1 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 2 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 4、議案第 2 2 号、平成 2 1 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 5 議案第 2 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 5、議案第 2 3 号、平成 2 1 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 6 議案第 2 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 6、議案第 2 4 号、平成 2 1 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 7 議案第 2 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 7、議案第 2 5 号、平成 2 1 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 18 議案第 26 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 18、議案第 26 号、平成 21 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 27 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 19、議案第 27 号、平成 21 年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 0 議案第 2 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 0、議案第 2 8 号、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 1 議案第 2 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 1、議案第 2 9 号、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案第 3 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 2、議案第 3 0 号、有田川町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案第 3 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 3、議案第 3 1 号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 4 議案第 3 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 4、議案第 3 2 号、有田川町見上池及び菱池の代替池維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案第 3 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 5、議案第 3 7 号、有田川町給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案第 3 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 6、議案第 3 8 号、有田川町大蔵コミュニティセンター条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 7 議案第 3 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 7、議案第 3 9 号、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 8 議案第 4 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 8、議案第 4 0 号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 9 議案第 4 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 9、議案第 4 1 号、有田川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷憲君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

議案第 4 1 号について質疑をさせていただきます。

今回の改正によりまして新たに付け加えられた項目もありますが、全体的に見ますと、前年度よりも予算が 1 0 0 万円、見込みで減っております。これは、それぞれの単位の料金を占用料の引き下げによるものだという事でお聞きしておりますが、いくら国からのそういうものがあっても、別に町独自で判断できるわけですから、引き下げなくてもよかったのではないかと思います。これも自主財源の一つとしてたいへん大事なものでありますから、私は現状維持で行くべきでなかったかと思いますが、町長のご判断はいかがでしょうか。

よろしく願います。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

増谷議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

有田川町道路占用料徴収条例の一部を改正するという事でございますが、国としては、議員も御存じのとおり、平成 2 0 年 4 月から改定をされております。県も準用しているところでございます。いろいろと私も、ほかの市町村にお聞きしたんですが、これもうバラバラでございます。うちとしては、今回、供架電線その他上空における電線についても占用料をいただくということで新たな点もございまして、だいたい国の基準に応じて変更していくというのが大多数のところでございます。調べた範囲でございます。町としても、関西電力さん、あるいはまた N T T 西日本からも要望をいただいている状況の中で、国のおおりの変更をしたいということで提案申し上げたところでございます。ご理解をよろしく願ひ申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これで質疑を終わります。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 0 議案第 4 2 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 0、議案第 4 2 号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 1 議案第 4 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 1、議案第 4 3 号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 2 議案第 4 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 2、議案第 4 4 号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 3 議案第 4 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 3、議案第 4 5 号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 4 議案第 4 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 4、議案第 4 6 号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定
についてを議題とします。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。
採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 5 議案第 4 7 号撤回の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 5、議案第 4 7 号撤回の件を議題とします。

お諮りします。

議案第 4 7 号の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号の撤回を許可することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 6 議案第 4 8 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 6、議案第 4 8 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 7 議案第 4 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 7、議案第 4 9 号、平成 2 0 年度公下第 8 号吉備第 4 幹線管渠布設工事第 2 工区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 5 番、亀井次男君。

○2 5 番（亀井次男）

きのう、予算説明のときにも質問をしておりますので、担当課長はよくわかっていると

と思いますが。

まず、町長さんに聞かせていただきますが、和歌山市なんかであったら、下水道の大きな借金で福祉の方までしわ寄せがいつていると。それは、大きな、人口の伸び率の間違いとか、または、紀ノ川の流域が、川の流水をとめる工事とか、そういうかたちの中で、いろいろな赤字を抱えていると。まあ、有田川町もそういう事業については、他山の石とするのではなく、やっぱり謙虚にいろいろなかたちの中で下水道事業にも取り組んでいただきたいと。

そういう中で、今回も必要でないとか、減額でということ提案をされております。ただ、その中で、この地域は、有田インターの真下なところであり、人口も増えるところがございます。やっぱり、そういう中では、インフラ整備、また将来的見地から、その3メートルほど下には推進でと通っている。ただ、その約40メートルぐらいの距離を、国費をいただきながら整備をしている中で、その40メートルは、これはいらんのやと。今後、それをもし復活するとか。まあ、その点は、個人なところをJAが借りていて。それでも、やっぱり、水道であろうと、下水であろうと、電気であろうと、ずっと通っているのが普通ではないかなと。やっぱり、そういうかたちの中で、山の中とか、田んぼの中とか、農業振興地であるとか、そういうような場所と、この住宅地帯として、商業地帯として、どんどん増えていくというところについては、やっぱりインフラ整備とかいうようなかたちの中で取り組むと。

どこを基準として、必要なもんはつけて、必要でないもんは削るのは当然であります。やっぱりインフラ整備とかいうような見地から、いろいろな取り組みもしている上でこういう提案されていると思いますが、どういうふうに、これが検討した結果こうやとか、今後についてはどのようなかたちで取り組んでいくか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

お答えいたします。

担当課では、工事の説明会、工事にかかる着工前に地元に出向きまして説明会を開催しております。また、説明会に出席されなかった方については、各家庭を訪問して、公共升の設置についての負担金等々をご説明しているところでございます。工事期間中であれば、たとえ1戸であっても、公共升の工事については町が負担して施工しています。工事がすべて完了した後に、「あそこへ公共升が欲しかったんやけど」というような申し込みがあった場合については、工事費用は自己負担でお願いしております。道路の掘削や舗装についても費用がたいへんかかっておりますので、再度掘削ということになると非常に費用がかかります。それで、自己負担でお願いしているところであります。工事の施工区間内であれば、将来、家を建築したいなどの畑や田などについては、公共升を設置していただくということであれば町は工事をいたします。また、今後、何世帯ぐらいがあれば町が工

事をしていくかということなどについては、受益者負担金等の問題もございまして、負担金が30万ございます。それに見合う工事費、だいたいどのくらいになるのか等々も含めまして、規則また要綱などで細かい決めができないかなども含め、今後対応していきたいと考えてございます。

それから、認可区域を面的にという、排水管を整備しておけば次につなぐときに安くつくのではないかと、ということではないかと思うんですけども。認可区域すべてに排水管を設けるということになれば、事業費には多額の予算が必要となり、公共升を「後からつけるから」ということで公共升をその時につけなかった場合には、後でもつけられるというような場合には、公共升の設置世帯がかなり減ってくると思います。また、工事費も膨大な事業費となります。事業費、公共升の設置件数なども含めて公共升の設置については、説明会や個々のお宅を訪問してご理解をいただいているところでございます。公共升の設置率等も大幅に下がってくるかとも思いますので、先行投資的な工事については、町としては、見込みについては設置できないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

議案自体の数字で文句を言うてるのと違うので。

きのうも聞かせてもらったんですが、どういう基準、今の言う話は基準でということ。この図面で見たら、ずうっとつないで、この間が切れていると。ここで行き止まりやという話ではないわけ。ただ、こういう、ふいな投資をせよとは言っていない。ただ、下水へ1人でも多くの方がつないでいただく。また、今一番問題は、年寄りとか一人暮らしの人にも入っていただくと。ただ、その点の中で、このところであったら、この管の下に、3メートル下に推進の管があると。ほいで、このところについては、人口の増えるところであるし、10ほどの中でいろいろ組み合わせて、その中で先行投資するところとしないところとか、そういう基準というもんがね、いろいろ今後でも検討していただいて、1人でも多くの方が加入のしやすいようにするべきではないかなど。特に、こういう国費をいただいてやっているの、ここで行き止まりというところで、もうこっから向こうが取って言うてたんやけど取らないと言うて、この前のときみたいなやったら僕も話わかるけど、ずうっと増えて行く中で、なぜこの間だけ飛ばすんなど。このところの人は今後、入ってくれやんようになると。ないんやさかいに。

ほいでまあ、そういうこといろいろ含めて、まあ四角四面なことなしに、できるだけ推進委員会とか議会とか、いろいろなかたちの中で、基準というものを今度こしらえていただいて、1件でも多くの加入ができるような。これはあくまでインフラ整備をしているんやとかたち。次は加入率を高めるんやと、こういう立場でお願いしたいと。

その点について、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この公共下水道については、もう既存の家を建っている人はもちろんのこと、新たにまた新規に入る方もたくさん来ていただきたいという中で整備を行っています。ただ、今、利用客のないところへ先行投資するとなれば、町の負担金、町費のみでやっていかなければならないということで、たいへんな工事になります。やっぱり、今後を見据えた中で、変更の認可も取れるんで、ある程度、何軒か建ってくれたところについては、町でそこまで迎えに行くと、補助金をいただいて迎えに行くというような方向で。今、何もなくて、規則とか要綱をこれから整備して、できるだけ多くの方に新築していただけるように、また入っていただけるように、これから一遍検討していきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

これで、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 3 8 議案第 5 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 3 8、議案第 5 0 号、平成 2 0 年度八幡中学校地震補強・大規模改造建築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 39 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第 1 号） ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 39、住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

住民福祉常任委員長から、目下、委員会において審査中の、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 40 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 40、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 4 1 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 4 1、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 4 2 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 4 2、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

それでは、長い間、町発展のためにご尽力されました有田川町建設課、中西一雄課長並びに有田川町教育委員会次長兼学校教育課、岩本良憲課長が 3 月 3 1 日付けをもって退職されます。

中西課長におかれましては、昭和 4 7 年 4 月に旧金屋町職員として採用され、岩本課長にあつては、昭和 4 7 年 7 月に旧吉備町職員として採用され、3 7 年間町発展のために尽力されましたことに対し、深く敬意を表する次第であります。

お 2 人から退任に当たってのあいさつの申し出がありましたので、許可します。

中西一雄建設課長からお願いをいたします。

中西一雄君。

○建設課長（中西一雄）

議長のお許しをいただきましたので、私ごとで誠に恐縮に存じますが、一言ごあいさつを申し上げます。

今、議長から申されましたように、今月31日をもちまして退職させていただきます。

旧金屋町に採用されてから37年間、役場の職員として仕事をさせていただきました。いろいろなことがございましたが、18年には市町村合併により有田川町が発足し、その4月に吉備庁舎の建設課に配属をされました。この間、大きな事故もなく、きょうのこの日を迎えられましたことが、ひとえに、ここにおられます皆様を初め先輩の方々や仲間の皆さんに支えていただいたおかげと、心から感謝を申し上げます。言葉では言い尽くすことはできませんが、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○建設課長（中西一雄）

今後は、一住民として、町行政推進に少しでも協力できるようにしてまいりたいと思います。

また、きょうはこのような貴重な時間を与えていただき、お礼申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（橋爪弘典）

続いて、岩本良憲教育委員会次長兼学校教育課長、よろしくをお願いをいたします。

岩本課長。

○学校教育課長（岩本良憲）

議長の許可をいただきましたので、退任のご挨拶を申し上げます。

私も昭和47年、吉備町に奉職させていただき、当時の教育委員会に社会教育係として配属されました。以来37年間、6つの課を回らせていただきまして、合併後、再度この教育委員会に戻らせていただくことになりました。これも何かの因縁かなと思われまふ。そう思うこのごろでございます。この間、多くの皆様方の温かいご指導とご厚情に支えられ、今日まで来られましたのも、これもひとえに皆様方のおかげと感謝を申し上げます。

これからは、少しでも周りのお役に立てることを見つけていきたいと存じてございます。

私ごとでございますが、4月からは何の予定も入ってございません。したがって、何なりと、私でも使えることがありましたら、お申しつけいただけたらと思っている、きょうこのごろでございます。

議会の皆様方には、今後とも変わらぬご厚情、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

ます。また、ご健康、ご多幸をご祈念申し上げまして、私の退任のごあいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

[ 拍 手 ]

○議長（橋爪弘典）

中西、岩本両課長には、長年にわたり役場職員として職務に精励され、このたび任期を全うされ、退職されます。その間、当町発展のため献身的に頑張ってくださいました。そのご苦勞に対しまして、心よりの感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後とも健康に十分ご留意され、有田川町発展のため、さらにご活躍されることをお願いいたします。本当にご苦勞様でございました。

[ 拍 手 ]

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

午後1時15分まで休憩をいたします。

~~~~~

休憩 12時13分

再開 13時17分

~~~~~

○副議長（中山 進）

再開いたします。

議長、橋爪弘典君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

…………… 追加日程第1 議長辞職の件 ……………

○副議長（中山 進）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、橋爪弘典君の退場を求めます。

[橋爪弘典君、退場]

○副議長（中山 進）

議会事務局長より辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

平成21年3月24日、有田川町議会議長、橋爪弘典。

有田川町議会副議長、中山進様。

以上でございます。

○副議長（中山 進）

お諮りいたします。

橋爪弘典君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、橋爪弘典君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時20分

再開 13時20分

~~~~~

〔橋爪弘典君、入場〕

○副議長（中山 進）

再開します。

ただいま、議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 13時20分

再開 14時10分

~~~~~

○副議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行うことに決定いたしました。

…………… 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙 ……………

○副議長（中山 進）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、私から指名することに決定しました。

議長に、橋爪弘典君を指名いたします。

〔拍手〕

○副議長（中山 進）

お諮りします。

ただいま、私から指名しました橋爪弘典君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました橋爪弘典君が議長に当選されました。

ただいま、当選されました橋爪弘典君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選された橋爪弘典君に発言を求めます。

橋爪弘典君、ご登壇願います。



○4番（橋爪弘典）

ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、議員全員の皆様のご推挙によりまして、議長という要職にご推挙いただきました。誠に光栄であり、ありがたくお受けをするものでございます。

ありがとうございます。

昨年1年間は、皆さん方の支えによりまして、どうにか議長を応務めさせていただきました。ただいま、ご推挙いただいて、議長をやらせていただく上は、去年の経験を生かしまして、全力をあげて、我が有田川町の発展と繁栄のために心より力を尽くし、そしてまた、議会の円滑なる運営に全力をあげて取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆さん初め、職員の皆さん方により一層のご協力をお願いいたしまして、たいへん簡単でございますけども、ごあいさつにかえたいと思います。

本当にありがとうございました。

○副議長（中山 進）

それでは、議長、議長席にお着き願いたいと思います。

〔議長、議長席につく〕

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

副議長、中山進君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

…………… 追加日程第3 副議長辞職の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中山進君の退場を求めます。

〔中山進君、退場〕

○議長（橋爪弘典）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（本下浩久）

このたび、議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

平成21年3月24日、有田川町議会副議長、中山進。

有田川町議会議長、橋爪弘典様。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

中山進君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、中山進君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 14時16分

再開 14時16分

~~~~~

〔中山進君、入場〕

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

ただいま、副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時16分

再開 15時08分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行いたいと思  
います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行  
うことに決定しました。

…………… 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙 ……………

○議長（橋爪弘典）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。  
選挙は、投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（橋爪弘典）

ただいまの出席議員数は、25人であります。  
次に立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、岡省吾君、19番、新家弘君を指名いたします。  
ただいま、副議長の立候補の締め切りをいたしました。候補者の氏名を申し上げます。  
3番、堀江眞智子君、10番、湊正剛君、26番、森谷信哉君の3名が立候補いたして  
ございます。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

〔投票用紙の配布〕

○議長（橋爪弘典）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔なしを確認〕

○議長（橋爪弘典）

配布もれなしと認めます。  
投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（橋爪弘典）

異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（橋爪弘典）

投票もれは、ありませんか。

〔なしを確認〕

○議長（橋爪弘典）

投票もれなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。

8番、岡省吾君、19番、新家弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[ 開 票 ]

○議長（橋爪弘典）

選挙の結果を報告します。

投票総数25票、有効投票25票、無効投票0票です。

有効投票のうち、3番、堀江眞智子君、3票、10番、湊正剛君、11票、26番、森谷信哉君、11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であり、湊正剛君と森谷信哉君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

湊正剛君、森谷信哉君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

8番、岡省吾君、19番、新家弘君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

湊正剛君と森谷信哉君、くじを引いてください。

[くじを引く]

○議長（橋爪弘典）

くじを引く順序が決定しましたので、報告をいたします。

初めに湊正剛君、次に森谷信哉君、以上のとおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

湊正剛君、森谷信哉君、くじを引いてください。

岡省吾君、新家弘君、くじの立ち会いをお願いします。

[くじを引く]

○議長（橋爪弘典）

くじの結果を報告します。

くじの結果、湊正剛君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場の出入口を開く]

○議長（橋爪弘典）

ただいま当選されました湊正剛君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました湊正剛君に発言を求めます。

湊君、ご登壇をお願いいたします。

○10番（湊 正剛）

ただいま、皆様のご協力によりまして、副議長という重職を任されました。何分、微力ではございますが、皆様のご要望におこたえすべく、一生懸命に頑張っていきたいと思っております。議会の皆さん、それと町当局の関係者の皆さん、今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成21年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

~~~~~

閉会 15時25分